

八千代市道路位置指定申請取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、道路位置指定申請書(八千代市建築基準法施行細則(平成18年八千代市規則第31号)以下「細則」という。第17号様式)(以下「申請書」という。)が将来においても必要かつ重要な書類であることから、申請書の記載にあたっては特に注意し、正確に記入する必要があるのでその取扱いについて定めるものとする。

(申請書の提出)

第2 申請書の提出は、八千代市道路位置指定事前協議取扱要領に基づく道路位置指定申請事前協議回答書交付後に行うものとする。

2 道路位置指定申請書の正本及び副本2部に、細則第18条に定める図書及び案内図(2,500分の1)を添えて左つづりとして提出するものとする。

3 道路位置指定申請図(以下「申請図」という。細則第18号様式)の原図は封筒に入れ、正本に添付するものとし、申請者において原図が必要なときは、借用書を提出させ貸出するものとする。

4 申請者は、指定道路の土地所有者とする。ただし、借地人で土地所有者の同意を得たときは、その借地人が申請できるものとする。

5 代理人のあるときは、委任状を正本に添え、その写しを副本に添えるものとする。

(申請書の記入)

第3 道路の土地の地名地番は、登記事項証明書に表示されている道路となるべき土地の地名地番及び枝番を全部記入すること。

2 関係土地の地名地番は、指定を受ける道路に接続する土地の地名地番及び枝番を全部記入すること。

3 道路の概要欄の番号は、1号、2号…とし、道路が曲折又は幅員の異なるごとに個々に番号を付け、申請図に記載した番号と一致させること。この欄が不足するときは、同欄を別紙とするか、又は同欄ちょう付し、記載すること。

4 自動車転回広場については、道路の次に番号をとり、幅員及び延長欄にその幅員、長さ及び面積を記入し、側溝の幅欄に自動車転回広場と記入すること。

5 道路の概要欄の幅員及び延長は、個々の道路について幅員及び延長をメートルで記入すること。(寸法は、小数点第2位までとし、第3位は切り捨てるものとする。以下同様とする。)

6 道路の延長は、他の道路の側線相互間又は他の道路の側線より道路の終点若しくは転回広場の中心点までの道路中心線の長さによること。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項に規定する

道路に接続する場合にあっては、道路中心線から2メートル後退した線から算定すること。

- 7 すみ切りの長さは、個々の道路ごとに記入すること。
- 8 側溝の幅は、道路に設けるU字溝及びL字溝の幅を記入すること。
- 9 道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模欄には、申請道路の面積と、当該道路の築造と併せて行おうとする建築敷地等の開発行為に係る面積の合計面積を記載すること。

(申請図の記載)

第4 申請図が1枚に記入できないときは、左上欄に全枚数とその番号を記入し(例えば2枚の場合は2の1, 2の2のように。), 図面の組み合わせ目には承諾者全ての割印をすること。

- 2 申請図の表題の空欄には、指定、変更、廃止の該当文字を入れること。
- 3 道路となる土地の地名地番は、登記事項証明書に表示されている地番を記入すること。
- 4 幅員は、指定にかかる道路の異なる幅員ごとにそれぞれ記入し、延長は指定にかかるすべての道路の合計延長を記入するものとし、自動車転回広場では、面積を記入すること。
- 5 道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模欄の下に、内訳として、道路となる土地の面積を記入すること。
- 6 縮尺欄の構造図の次に公図と表示し、各図面の縮尺をそれぞれ記入すること。
- 7 各図の記入

(1) 地籍図(実測図)には、次のことを記入すること。

- ア 方位
- イ 地名地番の境界線
- ウ 地目及び地番
- エ 申請道路の築造と併せて行おうとする建築敷地等の開発行為に係る敷地の区画及び面積
- オ 土地の所有者、地上権者、永小作権者及びその土地における建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名
- カ 申請地内及びその周辺にある建築物、境壁、その他これらに類する工作物(橋等も含む)、道路及び水路の位置
- キ 建築予定の建築物及び既存建築物の位置
- ク 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、すみ切り及び自動車転回広場の寸法、既に位置の指定を受けた道路に接続する場合は、その延長と合計延長を記入すること。
- ケ 標識の位置

- コ 貯留そう又は浸透そうを設ける場合にあってはその位置
- サ 土地の高低差（縦断面図）、勾配、境壁の位置、計画道路、指定済道路（指定年月日、番号）、その他地形形状特記すべき事項
- (2) 付近見取図には、次のことを記入すること。
 - ア 方位
 - イ 道路、鉄道、水路、川、がけ
 - ウ 最寄りの駅、停留所及びそれらの地点から申請地までの距離
 - エ 申請地付近の目標となる建築物及び地目
- (3) 構造詳細図（縮尺20分の1程度）には、次のことを記入すること。
 - ア 道路の幅員（横断面図）
 - イ 道路の構造寸法（橋等を設ける場合にあっては、その構造寸法）
 - ウ 側溝、縁石の寸法及び側溝のふたの寸法
 - エ 標識の寸法
 - オ 貯留そう及び浸透そうの構造寸法
- (4) 公図の写しには、指定を受けようとする道路の位置を明示すること及び作成者の氏名を記載すること。
- (5) 地籍図及び公図の写しは、同一の方位又は方向に図示すること。

8 承諾書欄の記入

- (1) 申請者の印は、申請者の実印とすること。
- (2) 申請者が土地所有者その他の権利者及び位置指定道路基準に適合するように管理する者（以下、「管理者」という。）である場合にあっては、承諾書欄に必ず記入すること。
- (3) 権利別欄には、地番及び土地又は土地に存する建築物若しくは工作物について該当する権利及び管理者を、それぞれに記入すること。
権利者の多いときには、欄を二分割又は申請図を2枚使用すること。
なお、公共財産等を含む場合にあっては、その旨を記載し、許可書等の写しを添付すること。
- (4) 承諾年月日は、関係権利者及び管理者全員の承諾を得た日を記入すること。

（参考図書の添付）

- 第5 第4に定めるほか、次に該当する場合は、それぞれの参考図書を提出すること。
- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項第1号口の規定の適用を受ける場合は、公園、広場その他これらに類するものの管理者が自動車の転回に使用して支障のない旨の承諾書又は写し
 - (2) 法第42条第2項及び第3項に規定する道路に接続し、又は交差する場合においては、道と道路境界線とみなされる線との間の土地の権利者の承諾書又は

その写し

- (3) 築造しようとする道の起点及び終点が既存の道路（道路法（昭和27年法律第180号。）に基づく道路を除く。）に接続する場合は、既存の道路の管理者の承諾書及びその写し
- (4) 申請敷地が関係土地以外の宅地等に接する場合は、道路位置指定申請地境界確認書（別記第1号様式）
- (5) 申請敷地及び関係土地の地目が農地の場合は、農地法（昭和27年法律第229号。）に基づく許可書等の写し
- (6) 申請敷地及び関係土地において、下水道を整備するものにあつては、管理者との協議を終了した旨の写し
- (7) 雨水を道路法に基づく道路の側溝等排水施設に接続する場合は、管理者との協議を終了した旨の写し
- (8) 申請敷地が、道路法による道路に接続し、道路法第24条に基づく承認等が場合は、承諾書等の写し

（審査及び築造承認）

第6 審査は、令、細則、八千代市道路位置の指定に関する技術基準及び道路位置指定申請審査表（以下「審査表」という。別記第2号様式）に基づき行い、不備又は訂正等がある場合は通知書（別記第3号様式）により通知し、適合した後に道路位置指定の築造承認（別記第4号）を交付する。

2 道路位置指定の築造承認は、申請書提出から2週間以内とする。ただし、前項の通知書が出された場合は、この限りでない。

（道路位置指定の検査）

第7 申請者は、築造が完了した場合は、道路築造工事完了届（以下「完了届」という。別記第5号様式）を提出するものとする。ただし、第5に定める許可等を受けたものにあつては、その管理者による検査合格後とする。

2 検査は、完了届受理後、7日以内とする。

3 完了届を受理したときは、申請書のとおり築造されているか次の各号について検査を行うものとし、道路位置指定築造検査復命書（以下「復命書」という。別記第6号様式）により、市長に報告するものとする。

（指定及び公告）

第8 検査の結果支障のない場合は、申請書に審査表、復命書及び公告を添付し、指定及び公告の決裁を受ける。

2 指定通知及び公告までの期間は、道路位置指定築造検査後1週間以内とする。ただし、道路位置指定築造検査において、指摘があった場合は、この限りではない。

3 決裁後は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。）第10条に

基づき公告し，通知書を交付する。

附 則

この取扱要領は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は，平成19年1月15日から施行する。

附 則

この取扱要領は，平成31年2月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は，令和4年3月28日から施行する。